

# 東京都私立高等学校通信制課程に係る認可基準

平成 15 年 3 月 26 日  
14 生文私行第 2845 号

改正 令和 4 年 3 月 31 日  
3 生私行第 4653 号

改正 令和 6 年 11 月 26 日  
6 生私行第 3316 号

## 第 1 趣旨

通信制の課程を置く私立高等学校及び中等教育学校（以下「実施校」という。）の設置、その他の私立高等学校及び中等教育学校の通信制の課程に係る認可については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）その他の法令の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

## 第 2 立地

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

## 第 3 名称

- 1 実施校の名称は、既存の高等学校及び中等教育学校と同一のものであってはならず、原則として類似の名称でないものとする。
- 2 学科及び学科に設けるコースの名称は、全日制及び定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与える名称でないものとする。

## 第 4 通信教育実施区域

- 1 実施校の通信教育を受ける生徒の住所（以下「通信教育実施区域」という。）が、東京都内のほか、他の二以上の道府県に及ぶ場合には、当該道府県の意向を踏まえたうえ、その必要性が特に認められるものでなければならない。
- 2 通信教育実施区域は、実施校の本校、通信教育連携協力施設への通学に支障のない範囲で定めるものとする。

## 第 5 教育施設及び設備

### 1 本校

- (1) 通信制の課程のみを置く実施校の本校の施設は、高等学校通信教育規程第 9

条に規定するもののほか、実施校の教育課程に規定される教科の面接指導及び試験に必要な実験・実習等のための施設並びに体育の面接指導及び試験に必要な運動場等を備えていなければならない。

- (2) 本校における各教室の面積は、原則として、当該教室において同時に面接指導及び試験を受ける生徒数に1.5平方メートルを乗じて得た面積を下回ってはならない。

## 2 通信教育連携協力施設

- (1) 実施校の設置者（以下「設置者」という。）は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとすること
- (2) 設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合のその施設・設備及び指導体制については、本校と同様の教育環境を確保できることが確認され、教育上及び安全上支障がないものでなければなければならない。ただし、次（2）の一に掲げる分校については、本校の基準を満たすことを原則とする。
- (3) 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること
- (4) 前号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
- 一 分校 設置者が本校のほかに東京都以外に設ける実施校専用の施設
  - 二 大学、専修学校及びその他の学校 設置者が設置する学校
  - 三 その他の施設 少年院法（平成26年法律第58号）に規定する少年院
- (5) 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であるものとする
- (6) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参考して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すものとする。
- (7) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないものとする。
- (8) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導するものとする。
- (9) 通信教育連携協力施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。

## 第6 通信教育連携協力施設との連携協力

- 1 設置者は、他の設置者が設ける学校及び施設を通信教育連携協力施設とする場合には、当該通信教育連携協力施設の設置者と連携及び協力を十分に図り、生徒の修学に支障のないように努めなければならない。
- 2 設置者は、通信教育連携協力施設における教職員、施設、設備、その他の連携協力をする内容について、当該通信教育連携協力施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うものとする。
- 3 設置者は、学習等支援施設を設ける場合には、民間施設である学習等支援施設との関係について、教職員の兼任や納付金の取りまとめを委託するなど、生徒及び保護者等に誤解を招くような連携協力を行ってはならない。

## 第7 教育方法

### 1 面接指導及び試験

面接指導及び試験は、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定するものとする。

### 2 添削指導等

- (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が直接行うものとする。
- (2) 実施校の教員は、添削指導を行うにあたり、担当する生徒の学習における理解の状況を的確に把握し、その生徒が自ら学び自ら考える力を養えるよう努めなければならない。
- (3) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保するものとする。
- (4) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

### 3 補習等

実施校が、各生徒に対して通学形式による補習等を行う場合には、その実施形態に応じた施設等を用意するなど、十分な教育環境が確保されていなければならない。

## 第8 収容定員

- 1 実施校の収容定員は、原則として、本校、通信教育連携協力施設ごとに定める人数を合計したものとする。
- 2 設置者は、前項各施設の定員について、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、面接指導や補習等を行うに十分な教育環境を踏まえた、適正な人数を定めなければならない。
- 3 通信教育連携協力施設を設置する場合においては、通信教育連携協力施設ごとの

定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならない。

- 4 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

## 第9 教職員

- 1 設置者は、実施校の各施設において、原則として、その定員に対し高等学校通信教育規程第5条に定める基準以上の人数の教職員及び第6条に定める事務職員を置くものとし、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員及び司書教諭を置くように努めるものとする。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされているものとする。
- 3 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- 4 設置者は、実施校の各施設において、各生徒に対して通学形式による補習等を行う場合には、前3項に加え、その実施形態に合わせた相当数の教職員を置くものとする。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

## 第10 その他

- 1 設置者は、各施設の収容定員に則した生徒募集を行い、過剰に生徒を収容することのないように努めなければならない。
- 2 設置者は、生徒募集にあたり、入学志願者及びその保護者に対して実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正確に理解させることに努めなければならない。また、実施校の生徒募集要項には、通信制の課程である旨が明記されていなければならない。
- 3 設置者は、実施校における教育活動について、保護者等からの問合せ等に対して十分な説明責任を果たすよう努めなければならない。
- 4 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成するものとする。
- 5 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うものとする。その際、実施校及び通信教育連

携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示するものとする。

#### 第 11 東京都私立高等学校等設置認可基準の準用

東京都私立高等学校等設置認可基準（平成 7 年 3 月 20 日 6 総学二第 1274 号）の第 2、第 5 の 5 及び 6、第 6 から第 9 までの規定は、当基準に基づく認可について準用する。この場合において「高等学校等」（第 2 の「既存の高等学校等」、第 7 の「他の高等学校等」、第 9 の「募集停止中の高等学校等」は除く。）とあるのは、「実施校」と読み替えるものとする。

#### 付 則

- 1 この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、既に設置認可されていた実施校については、この基準に基づき設置認可されたものとみなす。

#### 付 則

- 1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付 則

- 1 この基準は令和 6 年 1 月 26 日から施行する。